令　和　８　年

第５回　教育委員会　定例会

議　事　録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和８年　第５回（定　例）・臨　時　委員会　議　事　録		
委　　員　　会　　日　　程		会　　場
開会日時	令和８年４月 22 日　午前・（後）　２時 00 分	佐渡市役所本庁舎２階 1-201 会議室
閉会日時	令和８年４月 22 日　午前・（後）　４時 43 分	
延会日時	令和　　年　月　　日　午前・後　　時　分	

出　　席　　者	欠　　席　　委　　員	会 議 録 署 名 委 員
教育長　　香遠　正浩		瀧川　紀子
１番委員　加藤　雄一郎		岩崎　奈美
２番委員　瀧川　紀子		
３番委員　岩崎　奈美		
４番委員　後藤　まき子		

議　案　説　明　の　た　め　出　席　し　た　職　員

教育次長　笠井　貴弘

学校教育課長　計良　好昭

社会教育課長　遠藤　隆行

子ども若者課長　余湖　雅美

学校教育課　管理主事　野口　幸雄

社会教育課
　課長補佐　佐藤　充春

文化スポーツ課
　課長　宇治　美徳
　課長補佐　高橋　敏直

学校教育課
　課長補佐　濱﨑　賢一
　専門員　　川上　忠子

傍　聴　人	有・（無）	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第25号	佐渡市こどもの居場所運営規則の制定に係る専決処理について
議案第26号	佐渡市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則の制定に係る専決処理について
議案第27号	佐渡市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定に係る専決処理について
議案第28号	佐渡市乳児等通園支援事業実施規則の制定に係る専決処理について
議案第29号	佐渡市こども家庭センター設置及び運営に関する要綱の告示の制定について
議案第30号	佐渡市放課後の居場所事業実施要綱の告示の制定について
議案第31号	佐渡市児童育成支援拠点事業実施要綱の告示の制定について
議案第32号	佐渡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の告示の制定について
議案第33号	学校医（耳鼻科）の委嘱に係る専決処理について
議案第34号	学校医（耳鼻科）の担当校の変更に係る専決処理について
議案第35号	学校医（眼科）の委嘱に係る専決処理について
議案第36号	学校歯科医の委嘱に係る専決処理について
議案第37号	学校薬剤師の委嘱に係る専決処理ついて
議案第38号	佐渡市立河崎小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第39号	佐渡市立両津小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第40号	佐渡市立両津吉井小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第41号	佐渡市立加茂小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第42号	佐渡市立河原田小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第43号	佐渡市立八幡小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第44号	佐渡市立二宮小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第45号	佐渡市立真野小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第46号	佐渡市立小木小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第47号	佐渡市立羽茂小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第48号	佐渡市立赤泊小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第49号	佐渡市立両津中学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第50号	佐渡市立内海府中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第51号	佐渡市立前浜中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第52号	佐渡市立相川中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第53号	佐渡市立高千中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第54号	佐渡市立佐和田中学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第55号	佐渡市立金井中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第56号	佐渡市立新穂中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第57号	佐渡市立畑野中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第58号	佐渡市立松ヶ崎中学校区学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第59号	佐渡市立真野中学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について

議案第 60 号	佐渡市立南佐渡中学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 61 号	佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について
議案第 62 号	佐渡市スクールガード・リーダーの委嘱に係る専決処理について
議案第 63 号	佐渡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 64 号	佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について
議案第 65 号	佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 66 号	佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 67 号	佐渡市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
報告事項１	学校情報について
報告事項２	いじめ認知件数及び不登校児童生徒数の推移（H24～R７）について
報告事項３	平成７年度末 いじめの認知件数調査 集計結果について
報告事項４	令和７年度　学校別不登校児童（不登校を主な理由とし年間 30 日以上欠席した者）数について
報告事項５	佐渡市スポーツ推進計画（令和７年度中間評価）について
次回会議開催日	

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・(無)	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		

	午後２時 00 分開会
香遠教育長	では、会議に入る前でありますけど、この４月の組織改編、人事異動に伴って、幹部職員に異動がありましたので、紹介をさせていただきます。社会教育課長と子ども若者課長から自己紹介をお願いします。
遠藤社会教育課長	はい。前任の鶴間課長の後任に着任しました、遠藤隆行と申します。前職は、防災課の方、２年間やっておりました。その前は、地域づくり課の方で、２年ほど業務させていただきました。防災課の時は、小学校の防災学習に参加して、そういったところで防災の話をさせていただきまして、非常にいい経験だったなと思っております。まだまだ社会教育が分からないところだらけですが、どうぞよろしくお願いいたします。
委員全員	よろしくお願いします。
余湖子ども若者課長	子ども若者課、余湖です。昨年度の途中から、ちょくちょく定例会にはお邪魔させていただいておりましたが、この度、４月から正式に子ども若者課が教育委員会に所属となりましたので、改めましてよろしくお願いいたします。
委員全員	お願いします。
香遠教育長	お願いします。２人の課長補佐も一言。
濱﨑学校教育課長補佐	はい、私、学校教育課課長補佐の濱﨑です。また引き続きよろしくお願いします。
委員全員	よろしくお願いします。
濱﨑学校教育課長補佐	今回、教育委員会の担当になりましので、皆様方にはいろいろご迷惑かけますけど、また、よろしくお願いします。
委員全員	お願いします。
佐藤社会教育課長補佐	昨年度からお世話になっております。社会教育課の佐藤です。どうぞよろしくお願いします。
委員全員	よろしくお願いします。
香遠教育長	はい。では、ただいまから令和８年第５回佐渡市教育委員会定例会を開会します。日程第１「議事録署名委員の指名について」です。本定例会の署名委員は、佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、瀧川委員と岩崎委員の２名を指名いたします。よろしくお願いします。
香遠教育長	日程第 10、議案第 33 号から日程第 48 の報告事項４までは、人事並びに個人情報に関する内容、議会上程前の内容が含まれることから、教育委員会会議規則第７条第１項の規定により機密会にしたいと思います。これに賛成する委員の挙手をお願いします。
委員全員	全員挙手
香遠教育長	全員挙手であります。よって、議案第 33 号から報告事項４までは秘密会とすることに決定いたしました。
香遠教育長	日程第２、議案第 25 号「佐渡市こどもの居場所運営規則の制定に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

	余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	よろしくお願いします。はじめに、子ども若者課から提案いたします議案25号から31号までは、市長部局から教育委員会への所管換えに伴って、本来教育委員会への議決を要するところ、内容が新年度の事業実施に係る規則、要綱であることから、専決処理としたものについての報告となります。25号、佐渡市こどもの居場所運営規則についてです。こちらは令和８年３月末日付けで、畑野にある児童館の機能を停止し、４月からその建物をそのまま活用して、保護者の要望が高い児童クラブと誰でも利用できる、こどもの居場所の複合施設として運営するために定義を整理したものになります。児童館設置条例を廃止しまして、新たな施設として管理するための、こどもの居場所の設置及び管理に関する条例というものをまず制定しまして、併せて運営上必要な事項をこちらの規則として定めております。児童クラブにつきましては、保護者が就労している小学生のみの利用となっておりますが、こどもの居場所は、これまで児童館を利用していた18歳以下の児童も利用できるように定めております。開所につきましては、月曜日から土曜日。日曜、祝祭日は休所となっております。時間につきましては、９時から正午までと、午後１時から５時までということになっております。説明は以上です。
香遠教育長	ただ今の説明に対して、質問等はございますか。
	瀧川委員
瀧川委員	はい、ご説明ありがとうございます。これは４月１日からスタートされているということで、お聞きしたいのですが、いわゆる長期休みとか、休日の時の時間帯ですが、お昼の時間がこの枠から外されているのですが、例えばお弁当を持ってきて１日おられるお子さんはいらっしゃるのですか。それともそういった場合の開放場所とか対応場所はあるのでしょうか。教えてください。
香遠教育長	余湖課長
余湖子ども若者課長	はい。こちら、今までの畑野児童館ですが、利用方法として最も多いものが、学童代わりに使っているというお子さんが多いという現状がありました。そこで、この度、学童と居場所の両方の利用という形になりまして、今委員がおっしゃいました１日利用の方は、学童の方に登録をいただいて、１日通して利用していただけるということになりますし、そうでない自由に出入りできるお子さんについては、一旦、お昼の方は閉めるということになっております
瀧川委員	はい、ありがとうございました。
香遠教育長	他ございますか。
香遠教育長	他には質疑なしと認めます。これより採決行います。本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり承認されました。日程第３、議案第26号「佐渡市特定乳児等通園支援事業の確認等に関す

	る規則の制定に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	はい。こちら 26 号ですが、特定乳児等通園支援事業となっていますが、通称名は国の「こども誰でも通園制度」になります。保育園等の施設において、保育園に通っていない０歳６か月から３歳未満の子どもを預かる制度となっており、１時間あたり 300 円でご利用できます。ただし、利用時間の上限があって、月 10 時間までとなっている制度です。令和８年度から、全ての自治体で実施することが義務付けられているため、佐渡市では４月から金井保育園で開始したところです。この、こども誰でも通園制度を実施するにあたって、佐渡市では運営基準を定める条例というものをまず制定しておりますが、これに関連する規則が３つ定めてございます。そのまず１つ目が、この事業の確認等に関する規則というものです。この規則は、これから事業を行おうとする事業者や施設が、国の基準に照らして、適当であるかどうかを確認する手続きを定めたものです。この誰でも通園制度は、国の支援給付という補助金を受けて運営する制度になりますが、この確認手続きを行うことで、事業者が支援給付を受けながら事業を実施できるようになるというものになっています。現在、私立保育園等で事業開始の予定はないということで聞いておりますが、今後開始する場合にこの確認が必要になってきます。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等はございますか。
香遠教育長	質疑なしと認めます。採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり承認されました。日程第４、議案第 27 号「佐渡市乳児等通園支援事業の許可等に関する規則の制定に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	はい。こちらにつきましては、誰でも通園制度３つの規則のうちの２つ目になります。先ほどの確認規則は、国の支給を受ける補助の基準の確認ということになりますが、こちらは実際に事業を行ってもよいか、事業実施について基準を満たしているかということを確認して認可するものになります。施設、職員体制、安全確保等の基準を満たしている事業所について許可を発するものです。先ほどの補助金を持って運営するという確認規則と、この認可、事業ができるという認可規則がセットになっておりまして、この２つの規則のどちらも要件を満たすことで、こども誰でも通園制度を実施することができるというものになっております。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等はございますか。 加藤委員

加藤委員	はい。教えてもらいたいことがございます。22 ページの申請書や、その前の議題にもあった、10 ページかな。そこに区分っていうのがあって、その区分のところ、一般型乳児等通院支援事業と、余裕活用型乳児等通園支援事業で、この２つあるんですけど、どんな型か教えてもらえますか。
香遠教育長	余湖課長
余湖子ども若者課長	はい。一般型については、この事業を実施するために、設備、職員等を改めて配置するというものになりますし、余裕型というのは、今ある施設の既存のお部屋での実施ですとか、あと職員をこのために増員するわけではなくて、今勤めている職員が、こちらの事業を通常の保育と兼ねて行うということになっています。
加藤委員	この用語って一般的によく使われているんですか。意味が、どういう意味なんだろうなと思ったんですけど。
余湖子ども若者課長	国の用語なものですから。
加藤委員	ああ、なるほど、はい。
余湖子ども若者課長	余裕型というのは、名前のとおり、現在の体制や整備や配置の中でできるよっていう意味での余裕ということなのかなと解釈しています。
加藤委員	余裕があるの。
余湖子ども若者課長	余裕があるかと言われると、ちょっと違うかなとは思いますが、そのような制度になっております。
加藤委員	新たにというのと、必要なものを活かしながらという、違い。
余湖子ども若者課長	はい。そうですね。
加藤委員	わかりました。はい。
香遠教育長	佐渡は余裕型になると。
余湖子ども若者課長	はい、余裕型です。
香遠教育長	他にございますか。
香遠教育長	他に質疑はなしと認めます。これより採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり承認されました。日程第５、議案第 28 号「佐渡市乳児等通園支援事業実施規則の制定に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	はい。こども誰でも通園制度。３つ目の規則になります。先の２つにつきましては、事業者が今後行う際に対する確認や認可について定めたものになりますが、この３番目については、佐渡市が実施するにあたっての詳細を定めたものとなっております。実施施設、利用定員、実施時間等について定めておりますが、佐渡市は金井保育園で始めるということで、まずは一園のス

	タートとなっております。利用定員は３名です。利用定員や実施場所の拡大につきましては、今後、利用状況を見ながら検討していく予定となっております。利用料につきましては、国に準じて１時間 300 円。利用条件は、１か月 10 時間ということになっております。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等はございますか。 後藤委員
後藤委員	いろいろご説明いただいてありがとうございます。教えていただきたいです。この、こども誰でも通園制度と併せて一時預かり保育、１人のお子さんが、その月にどちらも利用できたりしますか。
香遠教育長	余湖課長
余湖子ども若者課長	はい。利用は可能です。可能ですが、こちらのこども誰でも制度よりも、一時預かり制度の方が、柔軟度が高いものですから、今、実際に４月以降、こちらの通園制度よりも、やはり一時預かりの方の申請が出てきている状況です。
後藤委員	はい。分かりました。ありがとうございました。
香遠教育長	他にございますか。 加藤委員
加藤委員	利用定員が３名ということで、一応枠あるんですけど、もっと希望が多かった場合は、先ほども、拡大等については状況を見てということでしたので、取りあえず３名でスタートしながら、状況を見て、変更もあり得るという解釈でしょうか。
余湖子ども若者課長	はい、そのとおりです。
香遠教育長	他にございますか。
香遠教育長	他に質疑はなしと認めます。採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり承認されました。日程第６、議案第 29 号「佐渡市こども家庭センター設置及び運営に関する要綱の告示に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	はい。こちらにつきましては、児童福祉法で設置の方が、努力義務となっておりますこども家庭センターにつきまして、この令和８年度から、当課の子ども若者相談センター内に設置運営するということで、その運営方法を定めたものでございます。設置の目的は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援に対する強化ということで、これまで子ども若者相談センターで実施してきました児童福祉業務、相談業務に加えて、健康医療対策課が所管している母子保健業務を一体的に行うこととしております。こども家庭センターの組織体制としましては、国の規定に準じて、センター長のほか、

	専門の研修を受講した統括支援員を置くということになっております。佐渡市におきましては、このセンター長、統括支援員については、子ども若者相談センターのセンター長が兼務していくことにしております。センターがたくさん出てきて分かりにくいですけれども、センター長を中心として、健康医療対策課の保健師と連携しながら、妊産婦の相談ですとか、特別支援会議、サポートプランの策定などを行っていく予定としております。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等はございますか。 加藤委員
加藤委員	はい。ありがとうございます。39ページ、第４条のところで、センターの統一的名称って、書いてあるんですが、こども家庭センターと子ども若者相談センター。センター、センターという話でありますけど、この統一的名称というのはどういう意味合いですか。
余湖子ども若者課長	そうですね。本来のこども家庭センターという名を付けるべきところですけれども、佐渡市については、子ども若者相談センターで児童福祉業務的なものを所管しますし、あと一部、本庁の健康医療対策課が所管する部分もあるということで、複合型というか、１つの屋根ではなくて、２つの屋根の中に業務が別れるような形になっております。それを統合する役割として、どちらが担うかといった時に、子ども若者相談センターの方が主を担うという形になっておりますので、子ども若者相談センターの中に、家庭センターを置きますということで、このような表記になっております。ちょっと分かりにくいですけれど、ただ屋根が１つではないというイメージです。
加藤委員	包括的に言うと、屋根が並列に２つあるんじゃなくて。
余湖子ども若者課長	はい、そうです。
加藤委員	子ども若者相談センターの大屋根のところの中に、こども家庭センターが入ってると。
余湖子ども若者課長	そうですね。
加藤委員	大きくは、子若センターで、中に、こども家庭センターが含まれるようなイメージですか。
余湖子ども若者課長	その中に、さらに２つの部屋があるようなイメージです。なので、一番最終的な統括としては、子ども若者相談センターが行いますっていう、そういう意味合いになります。
加藤委員	はい、ありがとうございました。どうしても、その言葉ってね。違うとどう違うんだろうって思っちゃう。
余湖子ども若者課長	難しいです。イメージとしては、そのような大屋根の中に、というイメージ。
香遠教育長	加藤委員が、以前の定例会から、そのセンターという同じ言葉についてご指摘があるわけですが。市民に対して、どうやって、説明をしていくつもり

	ですか。その、屋根の説明をするのですか。
余湖子ども若者課長	市民に関しては、窓口としては、子ども若者相談センターということで、名称は出していきます。これは、管理上の規則になってきますので、このような管理をしますということを国に届けるための、こういう文言がいるということで、市民の方にはその今言ったようなお話はあまり関係ないと思いますので、市民に説明する時の相談窓口としては、子ども若者相談センターということで、お話させていただきたいと思っています。
香遠教育長	それこそ、加藤委員の疑問を市民は抱くのではないですか。
笠井教育次長	事前に話していた中では、他市の場合ですと、この関係法令等に合わせて、何々市こども家庭センターとして名称を置いているところがございます。佐渡市の場合、先行して、子ども若者相談センターが定着している状況もあるため、こども家庭センターの機能を持たせて、名称は、子ども若者相談センターを使いますが、これまでの相談業務とこども家庭センターの機能を有した子ども若者相談センターですといったニュアンスかなと思っています。どうですか。
余湖子ども若者課長	ありがとうございます。ちょっと事務方の使い分けのお話になってしまうので、やはり対外的には今、次長が言ってくださったような形で。こども家庭センターの表記が必要な場合は、子ども若者相談センター内とか、そういった形にはなるかと思いますが。
笠井教育次長	教育行政でも、看板上は２つぶら下げて、対外的に使う名称が、子ども若者相談センターですといったニュアンスかなと思っています。
岩崎委員	あの、すみません。
香遠教育長	岩崎委員
岩崎委員	はい。おそらくこれ、文言というか言葉だとすごく難しくて、頭がごちゃごちゃになりそうですけど、何か、こう絵に描くと、多分、分かりやすいのかなっていう気がして。何となくイメージしたら、そういうのがちょっとこう分かってきて。文章だけどちょっと分かんないな。
余湖子ども若者課長	そうですね。市民に出す時には、その屋根型みたいなものをイメージしたものを、ちょっと作ろうかなっていうことで、今話をしてるいんですけど。ただ、先ほど、次長がお話したように、相談の総合窓口としては、やはり子ども若者相談センターっていうところが、今打ち出しているところなので、子ども若者相談センターっていうところがまず第一番にあげているかと思います。
加藤委員	包括的なね。
余湖子ども若者課長	そうですね。
加藤委員	いわゆる図式化みたいなのがあると、含まれるっていうのがあると、納得しやすいかな。
余湖子ども若者課長	はい。ありがとうございます。

加藤委員	先ほどの、その前のところも、結局、国から来ているものって、国のいろんな要望があったりとか。先ほどの言わなかったんですけど、届出と申請でしたっけ。似たのがある。なんでこれ、片や申請、片や届出なんだろうって。でも、項目は違っているから、そう分けているだけで、だったらそういう名前にすればいいのに、似たようなものが届く。片や届け出、片や申請。多分これも、国からの様式がそうなってきたためにそうなのかなと。なかなか難しいんだろうなと思って。
余湖子ども若者課長	ありがとうございます。
加藤委員	はい、分かりました。
香遠教育長	他に質疑ございますか。
香遠教育長	他にはなしと認めます。採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり承認されました。日程第７、議案第 30 号「佐渡市放課後の居場所事業実施要綱の告示に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	こちらにつきましては、放課後の居場所というものについて、必要な要綱を定めたものです。放課後の居場所につきましては、放課後児童クラブがない学校や児童クラブはあるけれども、待機児童が発生したような場合に、地域の人材や既存の施設を活用して居場所を作るという事業になっております。令和８年度については、松ヶ崎と畑野の２か所で、すでに開始しているところです。なお、畑野は先ほど、25 号で話しました。旧児童館を活用した、こどもの居場所において、児童クラブと併設しながら実施しているところです。児童クラブと異なることとしましては、見守りの支援員が児童支援員という専門員ではないのですが、地域の人材を活用しまして、市の会計年度任用職員として、雇ってお願いしているというものです。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等はございますか。 滝川委員
瀧川委員	はい。ご説明ありがとうございました。これは４月１日からスタートされていることなので、ちょっと質問ですが、松ヶ崎地区ですが、平日は授業終了後から夜７時まで、休日の場合は朝７時半から夜７時までと、かなり特殊な時間帯というか長い。10 時間超えて 12 時間弱という時間を有志で長いと思うんですよ。この後出てくる児童育成支援拠点事業の実施要綱にも、原則だいたい 10 時から 18 時までの８時間、１日っていうのは、だいたい定められているところが多いと思うのですが、そういうと、多分要望があって、できる体制の構えがあってのことだと思うのですが、かなり長い時間を、許可っていう言い方はあれですけれども、他の地区との差があるなと思って、これを理解しようと思って見ているのですが、一度トラブルとかもあったってい

	うことでね、こう１日の預かる時間がずいぶん長いのではないかなと思って、それも質問です。教えていただけますか。
香遠教育長	余湖課長
余湖子ども若者課長	はい。松ヶ崎につきましては、放課後児童クラブは未設置ということで、利用が放課後児童クラブに準じた利用ということで設定しています。児童クラブの利用設定が、休日等は、朝の７時半から、夜の７時ということになっていますので、それと同じ時間設定ということで、松ヶ崎は進めております。
瀧川委員	なるほど。ありがとうございました。
香遠教育長	他にございますか。 岩崎委員
岩崎委員	すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、その職員体制ですが、もし今分かるようでしたら、その松ヶ崎地区と畑野地区、何人配置しているのか。
余湖子ども若者課長	そうですね。松ヶ崎につきましては、児童の人数によりますけど、原則１人、人数が多い時は２人体制ということになりますし、長時間の時は交代制になります。畑野に関しては、原則１人ということで対応しています。
岩崎委員	ありがとうございます。
香遠教育長	他にございますか。
香遠教育長	他に質疑はなしと認めます。採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり承認されました。日程第８、議案第 31 号「佐渡市児童育成支援拠点事業実施要綱の告示に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 余湖子ども若者課長
余湖子ども若者課長	はい。こちらにつきましては、定例会等でもご説明してまいりました、養育環境の課題を抱えるお子さんの家庭や学校以外の居場所ということで設立したものでございます。佐渡市では、委託事業として実施することとして、定員や専門職の配置等をこちらの要綱で定めております。プロポーザルで公募しておりまして、この４月から「一般社団法人潟上未来会議」の方に委託をしております。場所は、新穂潟上の「子ども未来舎りぜむ」で実施しているところです。実施につきましては、平日は、月・水・金の３日間、８時から夕方６時ということですし、土曜日につきましては、10 時から夕方の５時まで開設しております。登録者数は、現在 26 人となっております。１日の定員がだいたい 20 人ぐらいという設定をしておりますが、現在の状況ですと、平日の利用は 13 人から 15 人ぐらいで、土曜日は、何人か入れ替わりがありますが、朝から１日使っているような方は４、５人ぐらいということで聞いております。こちら送迎に関しては、送迎可能となっていますが、現在は、保護者の方の送迎で、来られているということですし、食事提供に関しましても、今、利用されている方については、皆さんお家から、お弁当を持参し

	て来られているということで、現在は食事提供までは至っておりません。こちらの配置要件は、児童５人に対して職員１人、児童がいる時には２人以上必ず置きなさいということになっております。そのうち１人以上は、有資格者を置くということになっていて、 りぜむさんの方では保育士の方が常駐しているということで、基準はクリアしております。説明は以上です。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。 加藤委員
加藤委員	はい、ありがとうございます。ここで言っている、いわゆる事業者に委託することが、そういう事業者がいるのかなっていうのが一つ思っていて。子どもたちのその課題を抱える。まあ課題といっても、いろんな課題があるので。今、りぜむさんの話をお聞きしましたので、以前、私もセンター長として視察に行ったりもして、様子も見ているので、なかなか良いところだなと思いました。それで、他にも、もしかするとこういう事業者が増えてくる可能性もあると思うんですけど、やはりその時に、その事業者の質。子どもに対してとか、保護者に対してとかっていうあたりがしっかりできていくといいなということと。あと、やはり学校との連携と言いますか、学校での状況、家庭での状況を情報共有しながら進めていくっていうことが大事じゃないかなと思っていました。りぜむさんですと、割と、いい環境で行くのかなと思っていますが。私が危惧するのは、委託された事業者がやるけれども、私たちは、私たちでやっているから。まあ一応、市教育委員会が、主体。実施主体は市教育委員会と謳っているんだけれども、その辺の状況になり、子ども主体、子どもにとってどうかっていう視点で繋いでいければいいんだろうなと思って、この実施要綱を見ていました。
余湖子ども若者課長	はい、ありがとうございます。
香遠教育長	増える可能性があるのかについてもお話していただけますか。
余湖子ども若者課長	そうですね。まずは、一事業者から始めてみようということで、始めたところですが、やはり将来的にニーズというところを確認しながら、増やすという選択はあると思っています。委員も心配されている部分、私たちも、やはり心配するところでありますので、必ずこの事業者の選定というところには、今後、プロポーザルというところで、皆さんから審査していただいた上で決めるということも前提としますし、あとはそのお子さんの情報連携の部分につきましては、これは佐渡市の独自になるかもしれないですが、まず、こちらの利用については、教育委員会の方に申請をいただいて、許可したお子さんをお願いするということになります。それと同時に、要対協という要保護児童対策地域協議会の方に登録をします。要対協の直接の管理児童ではないですが、この、りぜむを利用するお子さんは準管理児童という扱いで、同じ要対協の中で管理をして、そうすると教育機関ですとか、ほかの組織機関等々、情報共有が可能になるというところで、りぜむと教育委員会だけではなくて、他にも情報を共有して連携しながら、見守りをしていきたいとい

	うことで考えています。
加藤委員	はい。ちょっと安心しました。その申請についても、申請書を出しなさいってありますけど。保護者がね、例えばネグレクト。虐待とかっていう関係だと、逆に出せないけれども、要対協と繋がりのある中で、お母さん、お子さん方に、どうですかって言いながら、大きな体制づくりはとてもいいんじゃないかなと思うんですね。
余湖子ども若者課長	はい。ありがとうございます。
香遠教育長	他どうですか。例えば、私たち教育委員が視察をしたいなんて言ったら難しいでしょうかね。
余湖子ども若者課長	いや、それは大丈夫です。
香遠教育長	他にございませんか。
香遠教育長	はい。ないようですので、採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしで認めます。よって議案第 31 号は、原案のとおり承認されました。日程第９、議案第 32 号「佐渡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の告示に係る専決処理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 遠藤社会教育課長
遠藤社会教育課長	遠藤です。よろしくお願いします。この要綱は、昨年 12 月、国の方で策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、佐渡市としても地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるというものになります。この認定地域クラブ活動というのは、学校部活動が担ってきた教育的な意義やそういったものを発展的に継承するために、地域でクラブ活動を実施する団体を認定するということになっております。認定要件といたしましては、活動時間、休養日がしっかり設定されていること、活動の維持・運営に関する参加費の設定がされていること、指導者の実施体制が確保されていること、安全確保、運営体制の確保、あと学校との適切な連携ができることなどを要件としております。こちらも認定されることによって、佐渡市の方がクラブ活動の団体に対して、講師の活動謝礼を支払うことができ、支払った佐渡市の謝礼については、国の方から補助を得られるというものとなるため、４月１日付けで、こちらの認定制度をスタートさせたいというものになります。簡単でありますが説明は以上です。
香遠教育長	ただいま説明に対して、質疑等はございますか。 加藤委員
加藤委員	60 ページの要綱です。佐渡市認定地域クラブ活動の認定って書かれてるんですけど、佐渡市の認定地域クラブなのか、佐渡市認定の地域クラブ活動なのかと思い、読んでいったら、第４条の３のところで、地域クラブ活動は「佐

	渡市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。ここで出てきて、あ、そういうことなのかと理解したんですけど、というのは第２条のところで、佐渡市認定地域クラブ活動の認定って書いてあって、ん、この認定、佐渡市認定の認定って、また認定が出てきて、どういうことなんだっていうか、その４条の３で、あ、こういうことかって分かったんです。で、認定要件が先に出ているので、なんか言葉がちょっと分かりにくいかなと。例えば、第１条のところで、４行目かな。佐渡市として地域クラブ活動の認定を行うに当たりのところですけど、ここで佐渡市として「佐渡市認定地域クラブ活動」の認定を行うに当たりってすると、その違いがはっきりするかなと思ったりもして。自分が読んでよくわからなかったので。
遠藤社会教育課長	最初に定義付けされていった方が、分かりやすかったということでしょうか。
加藤委員	はい。
遠藤社会教育課長	この要綱っていうのが雛形をベースに作成していたもので、申し訳ありません。ちょっと、そこまで気づきませんでした。
加藤委員	まあ、基本としては、その佐渡市の認定地域クラブでいいわけですね。
遠藤社会教育課長	そうですね。はい、そうです。
加藤委員	あわせて、その第４条に、佐渡市が自ら地域クラブ活動を実施主体となりって。これも今まで、多分やってきたもののことを指していて、それ以外に、その認定された地域クラブという意味で３があるという解釈でよろしいですか。
遠藤社会教育課長	はい、おっしゃられるとおりです。
加藤委員	はい。
香遠教育長	そういう意味であるということで、文言についてはこのままという事務局のお考えですね。変えないという。
遠藤社会教育課長	はい。
香遠教育長	ご理解をいただきたいと。
遠藤社会教育課長	はい。
香遠教育長	他はございますか。
香遠教育長	他には質疑なしと認めます。採決を行います。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は、原案どおり承認されました。 これより、解除されるまでの間、秘密会とします。
	【秘密会】 ・議案第 33 号「学校医（耳鼻科）の委嘱に係る専決処理について」

	計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 34 号「学校医（耳鼻科）の担当校の変更に係る専決処理について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 35 号「学校医（眼科）の委嘱に係る専決処理について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 36 号「学校歯科医の委嘱に係る専決処理について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 37 号「学校薬剤師の委嘱に係る専決処理ついて」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 38 号「佐渡市立河崎小学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」から議案第 60 号「佐渡市立南佐渡中学校学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」まで 計良学校教育課長が一括で説明し、議案ごとに採決し、原案のとおり承認された。 ・議案第 61 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 62 号「佐渡市スクールガード・リーダーの委嘱に係る専決処理について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 63 号「佐渡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について」 遠藤社会教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 64 号「佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について」 遠藤社会教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 65 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」 遠藤社会教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 66 号「佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり可決された。 ・議案第 67 号「佐渡市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり可決された。 ・報告事項１「学校情報について」から報告事項４「令和７年度　学校別不登校児童（不登校を主な理由とし年間 30 日以上欠席した者）数について」まで 一括して野口管理主事が説明する。
香遠教育長	これで秘密会を解除したいと思います。ご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	全会一致であります。これで秘密会を解除します。 では、再開します。日程第 49、報告事項５「佐渡市スポーツ推進計画（令和７年度中間評価）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

	宇治文化スポーツ課長
宇治文化スポーツ課長	はい。文化スポーツ課の宇治です。２年目を迎えまして、新たに観光庁より、観光文化スポーツ部に飯島部長をお迎えして、新年度をスタートしたところでございます。先月申し訳ございません。調整の方、うまくいかなくて、ご報告が遅れてしまいましたが、スポーツ推進計画の中間の評価の方、ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
高橋文化スポーツ課長補佐	文化スポーツ課の高橋です。私の方から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料の方をご覧いただきたいと思います。この佐渡市スポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法第 10 条の規定に基づいて、地方公共団体が策定する地方スポーツ推進計画に当たります。この佐渡市スポーツ推進計画は、令和３年の５月に策定したものになります。この計画期間は、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間を推進期間としておりまして、各種施策を展開してまいりました。昨年度、策定から５年が経過しまして、中間年度を迎えたことから、施策の進捗状況を客観的に評価し、後期５か年の指針とするために中間評価を行ったものでございます。今回の中間評価の見直しに当たりましては、附属機関であります佐渡市スポーツ推進審議会の方で承認を受けた形になっております。この見直し中間評価については、推進計画の見直し検討会というものを組織して、３回の検討会を行ないましたし、また８月から９月にかけて、スポーツに関する意識調査というものを市民 1,500 名対象に行って、作成したものになります。１ページ目の目次の方、ご覧いただいてもよろしいでしょうか。この中間評価については、４章で構成してございます。第１章では、中間評価の実施についての経過、中間評価の趣旨というものを掲載してございます。また、第２章では、スポーツを取り巻く状況の変化ということで、国と新潟県の動向、佐渡市の現状について、掲載してございます。第３章ではですね、中間評価に対する事業評価と見直しということで、13 の目標に対する評価を行っております。実績、課題、方針、そして連携の部署等について掲載してございます。第４章では、総括ということで、市民アンケートの結果、また後期５か年の取り組みの方針ということで掲載してございます。要点を抜粋して説明していきたいと思います。２ページ目ご覧いただきたいと思います。２ページ目には、国の動向ということで、スポーツ庁の第３期スポーツ基本計画、令和４年度から８年度までの計画について記載してございます。続いて４ページ目、ご覧いただきたいと思います。県の第２期新潟県スポーツ推進プラン。こちら計画期間が令和７年度から 14 年度までになりますが、そちらについて記載をしてございます。で、４ページ目の下段の方からは、佐渡市のスポーツを取り巻く現状ということで、掲載してございます。この５年間で 6,105 名が減少して高齢化率が 1.7 ポイント上昇をしています。また、20 歳から 39 歳の女性人口の減少や出生数の低下も顕著となっている。そういった部分を掲載してございます。翌５ページ目ご覧いただきたいと思います。スポーツ実施状況の現状、下段の方になります。国・県でも指標としてござ

	いますけれども、週１回以上のスポーツ実施率という指標がございます。令和７年度、市民アンケートを行いました。本市の週１回以上のスポーツ実施率ですけれども、今回結果として 35%という結果でございました。平成 30 年度、前回では 21.5%でしたので、13.5 ポイントの上昇が見られました。ただ、一方で、全国平均が 52.5%、県平均が 50.7%ということで、比較すると依然として低い状況、低い水準にあります。また、30 代から 70 代の働き盛り世代の実施率が、全体平均を下回っている。また、地区間でも、実施率の格差が拡大しているといった課題も浮き彫りになっています。翌６ページ目ご覧いただきたいと思います。下段の方になります。本市における子どもの肥満の割合が、全ての世代において、県平均を上回る高い水準で推移しています。この傾向が過去 10 年以上にわたって継続しているということで、深刻な健康課題となっています。翌７ページをご覧いただきたいと思います。下段の方になります。令和６年度の運動能力調査の結果です。こちらを見ますと、本市の児童生徒の運動能力は非常に優れた水準となっています。小学５年生では、男女ともに８種目中７種目で全国平均を上回っています。また、中学２年生では、男女ともに全８種目で、全国平均を上回っている状況です。種目別に見ると、長座体前屈、柔軟性が県平均を下回っており、柔軟性に課題が見られます。また、この優れた運動能力を示す児童生徒がいる一方で、前述のとおり肥満傾向になる方の割合も高いことから、日常的にスポーツに親しむ層と運動習慣が全くない層との二極化が進行していると考えられます。続きまして、第３章９ページをご覧いただきたいと思います。ここからは 13 の目標に対する評価ということになっています。目標１、小中一貫指導体制の構築の推進になります。こちら中間目標、７団体に対し５団体という実績となっています。続きまして 10 ページ目になります。学童期のスポーツ教室の開催実施です。こちら中間目標では４か所という目標になっていますが、実績として０か所になっています。長期教室については実施できていないというような状況になってございます。目標３になります。健康・スポーツ教室・ウォーキング教室の開催になります。こちら目標 76 回に対して、実績は 79 回となっております。続きまして、目標４、Ｓｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅプロジェクト登録企業数になります。こちら、中間目標 15 社を目標としていますが、実績０になっています。続いて、目標５、障がい者の競技大会参加者数になります。こちら、中間目標、県大会 25 名、全国大会５名ということですが、実績として、県大会出場３名、全国大会出場１名となっています。続きまして、目標６になります。健康スポーツクラブの設立計画になります。こちら、設立目標３となっていますが、実際、実績として１クラブになっています。続いて、目標７、週１回以上のスポーツ実施率の地区別目標です。こちら全体として、週１回以上のスポーツ実施率 35%ということで、全ての地区で一応、目標の方は上回ったということでございます。続きまして、目標８でございます。佐渡市の週１回以上のスポーツ実施率です。こちら目標 25%に対し、35%ということになっています。続きまして、目標９、介護予防教

	室などにスポーツ等を活用して取り組むということになります。こちら実績としまして、令和６年度は、介護予防教室を年間 772 回実施しております。延べ参加者数 12,671 名の方から参加いただいているという実績がございます。続いて目標 10 になります。指導者の育成の部分になります。こちら実績としまして、目標で 50 名に対して実績が 43 名という実績になってございます。続いて目標 11 になります。スポーツのインバウンドの増加率ということで、インバウンドの実績になります。で、こちら目標 250 名に対し、23 名という実績となってございます。続いて目標 12 になります。競技団体主催マスターズ大会の開催と島外参加者ということで、こちら目標が６団体 300 名になっていますが、実績として１団体 173 名でございます。最後、目標 13 になりますけれども、「医科学支援体制」の構築と「指導者連盟」の設立という形になっておりますが、実際、実績はないという形になってございます。こちら、それぞれ 13 の目標に対してですね、目標、実績、また省略させていただきましたが、課題、そして今後連携して取り組んでいく部局というものを掲載させていただいております。続きまして、 22 ページをご覧いただきたいと思います。第４章、総括になります。この 22 ページ、 23 ページでは、令和７年８月から９月にかけて、市民アンケートを実施した結果について、まとめて、掲載してあります。一部要点について説明させていただきます。質問の中で、上から６番目。普段運動スポーツを行っていますかという質問になりますが、行っているという回答が今回 47%でした。前回 39%でしたので、８％を上がっているというような状況になっています。次の質問、普段行っている運動・スポーツ種目になります。こちらについては、ウォーキング・散歩が１番、そして２番目に体操ストレッチ、そして３番目にトレーニングという形の結果でございました。まあ前回ですと、１位が同じくウォーキング、そして２番目がジョギング、そして３番目が意外ですが、ゴルフというような結果でした。傾向としては、上位の部分、今回で言いますと、一人で、いつでもどこでも取り組める種目が上位に来ているという形になっています。続いて、その２つ下になりますけれども、普段行っている運動、スポーツをどのくらいの頻度で行っていますかというところで、ほぼ毎日行っているという方が 40%、週に１、２回行っている方が 36%でございました。これ、前回、ほぼ毎日という方が 26%、週に１、２回という方が 32%ということでポイントの方上がっております。先ほどご説明しましたスポーツを行っているという 47%の方と、この週１回以上行っている方を合わせると 35%というスポーツ実施率の数値が出てきているというような状況でございます。22 ページの下から２番目になります。運動・スポーツを行っている主な場所になります。こちら自宅やその周辺というのが 56%ということで。前回の 42%よりもかなりポイントも高くなっていてございます。こういった傾向から、特定の施設へ出向くスタイルから、自宅など生活圏内で気軽に行うスタイルへ、移行しているようなところが伺えます。翌 23 ページ、ご覧いただきたいと思います。１番上ですけれども、この「佐渡市スポーツ推進計画」の認知度で

	す。知らないという方が 55%、半数以上いるという状況です。また、その２つ下になりますけれども、市民のスポーツを推進しておりますスポーツ推進員の活動について、知らないという方が 87%。また食育や健康づくりを推進している健康推進員の活動について、知らない方が 78%で非常に高い数字となっております。活動について、今後広く周知して、知ってもらう必要があると思っています。下の方いきまして、真ん中くらいになりますけれども、今後、取り組みたいスポーツについてでございます。１番目は、ウォーキング・散歩。そして２番目に体操、ストレッチ。３番目トレーニングということで、現在行っている種目と同じ種目という傾向でした。ちなみに次点としまして、４番目がヨガ、そして５番目が水泳、そして６番目が登山というような回答がございました。今回アンケートの中で、新型コロナの影響についてもお聞きしました。コロナウイルス後の行動の変化について変化があったという方が、33%ということで、1/3 の方がそういった変化があったという回答をいただいております。また、変化があった理由ということで、健康への意識がより高まった。免疫力向上への関心が高まったというような意見が多くて、今回の契機として、スポーツが健康管理という部分で、市民に強く意識されたという形で考えております。アンケートの結果まとめたものはこちらになります。で、25 ページご覧いただきたいと思います。事業評価の総活と課題の分析になります。26 ページ、ご覧いただきたいと思います。今回の目標の達成度ということで、真ん中あたりに表で、色分けさせていただきました。目標３の健康スポーツ教室の展開、目標７、８の実施率の向上という部分では、達成した項目になっていますけれども、一方で、この３項目以外、残りの項目については、課題が残る、達成できていないような項目となってございます。翌 27 ページご覧いただきたいと思います。今後の取組方針でございます。基本的には、本計画の基本方針でございます「育てる」「健康」「競技」「支える」「観光」という５つの推進軸と、「スポーツ情報・医科学支援体制」の充実という６つの柱の方を継続しながら、また、国の第３期スポーツ基本計画、また県の計画等を参考にしながら、取り組んでいきたいと考えてございます。下段の方、ご覧いただきたいと思いますけれども、後期の５か年ということですね。「健康寿命日本一」今、市の方で重点施策として掲げております。「健康寿命日本一」こちらの実現とですね。「交流人口の拡大」というものを最上位目標に掲げて、重点取組の項目を優先的に遂行していきたいと考えてございます。目標 13 の中で、今回、重点取組項目として、６つの目標を重点取組として設定しております。目標３の健康・スポーツ教室・ウォーキング教室の開催。そして目標７、各地区の週１回以上のスポーツ実施率の目標。そして目標８、佐渡市の週１回以上のスポーツ実施率の目標。そして目標 10、指導者・コーディネーターの計画的育成。目標 11 のスポーツイベントのインバウンドの増加。目標 12、人々の交流を促進するスポーツツーリズムの推進ということで、この６つを重点取組としまして、市民の「健康増進」とスポーツツーリズム大会誘致による「島外からの交流人口の創出」

	という部分で、両輪で推進していきたいと考えてございます。で、今回のこの中間評価と詳しい詳細のアンケートの結果については、先日、市のホームページの方に掲載させていただきました。アンケートの結果についてはですね、より詳しいものが掲載してございますので、またお時間ある時にぜひご覧いただきたいと考えております。報告は以上になります。お願いします。
香遠教育長	ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。 岩崎委員
岩崎委員	ご説明ありがとうございました。アンケートの結果を報告いただいて、本当に申し訳ないですが、とても衝撃的な数字というか、なかなか難しいかなというのを感じまして。私自身も健康推進員ですが、84%知らないっていうの、ちょっとびっくりというか。すごく衝撃な感じだなと思って。で、あとは、私の息子たちもＳＮＳを見てもですが、今のスポーツの傾向って、筋トレとかトレーニングとか、体を作って、かっこよく見せるっていうのが、結構よく見かけると思うんですけど。佐渡ってそういうトレーニングジムが、かなり少ないというか、もう圧倒的に少ないというか、足りないぐらい。金井にライフさんがありますけど、素晴らしい器具が揃っていても、あのスペースなので、ちょっと、大人数は入れない。学校単位の部活でそういうトレーニングやりたいっていうと、なかなかできないっていうのもあるし、あと各地区にもそういった施設ってないですよね。そういった環境設備っていうのもやはり大事だと、ちょっと思ったりもしていて、知人同士の話の中で、今って、学校が統合して、廃校になった学校施設とかありますけど、そのまま残っていて、例えば体育館をそういったものに、運動施設として、佐渡市で開放して、その地区の方に使ってもらったりとか。あとそういった廃校になった学校の中で、空いている部屋とかあると思うんですけど、そういったところにこうトレーニング、器具、機械とか。置いたりしたら、結構、使いやすく、気軽に運動できるよねっていうご意見は、聞きました。それは廃校になった学校の活用としても、すごくいいなと思ったりもしましたけれども、ちょっと、子どもたちの肥満が多いとかっていうのも、やはり気になりますので、気軽にちょっとスポーツができて、自分もこう向上できるってもっていけたら、残りの５年間も上手くいくんじゃないかなって感じました。以上です。
高橋文化スポーツ課長補佐	はい、今おっしゃられたトレーニングする施設っていうのが、今、市の公共施設ですと、一番充実しているのが、佐和田にあるヒルトップアリーナのトレーニングルーム。またそれ以外ですと、両津の総合体育館と、真野のスポーツハウスにはトレーニングルームというのがあって、器具があって、市民の方に使用していただいています。実際それ以外の施設ってなると、なかなか体育館はあってもトレーニング機器等備え付けていない状況ですので、また今後、そういったところが身近にそういう施設があってトレーニングができる環境ですと、またいろいろな運動に取り組みやすい環境になると思い

	ますので、また検討して行きたいと思っております。
岩崎委員	もう一点、すみません。
香遠教育長	岩崎委員
岩崎委員	例えば、トライアスロンなどの練習で、結構ロードバイクで、佐渡を回っているアスリートの方、練習している方って結構いらっしゃるんですよ。そういった方が、途中で自転車置いて、トレーニングできる場所もあったらいいのになっていう話もちょっと仲間の間ではしていたんですけど、実際その自転車で走ってくる人も、例えば島外の方でしたら、もうちょっと欲を言えば、トレーニングができて、合宿的な、宿泊ができるような。要はその学生だったら合宿所になるような施設があったらすごく佐渡の活性化になるのかなっていう、そんな意見をちょっと聞いたりもしたことがあるんで、はい、お伝えしたいと思います
高橋文化スポーツ課長補佐	ありがとうございます。
香遠教育長	瀧川委員
瀧川委員	はい。ご説明ありがとうございました。事前に資料をいただいていたので、私も見させていただいて、学校の保護者の方とかとちょっとお話してた時に、コロナ禍の影響の話もいろいろ出ていたのですが、知ってる情報の中では、やはり運動会は、小学校、中学校に、小学校は特にですが、１日あったものが半日になってしまっているところが多いってことと、あと親子体験学習。スポーツや遠足みたいな体験学習ってものが、なくなっているところが多い。あと、小学校の夏のラジオ体操というのが各地区に、ちょっと前までは、当たり前に行われていましたが、今はやってないっていう形になって。あとは中学校の部活動参加率がだいぶ減少しているっていうことを、やはり保護者の方から耳にします。ここの数字にあるように、運動される方、二極化で、特に、スポーツする家、私の家などはスポーツしない家で、本当に対局であるというか。試合にも行かない形になってくると。スポーツの機会を意識的に持とうと思うと、やはり皆さんがここで出ていたようにウォーキング。うちの場合は、野鳥観察だとか、自然を探すお散歩という形で、家族でよく、週に１回、２回を出るようにしていたりとか。あとラジオ体操をＹｏｕＴｕｂｅとかで、いつでも全力でやっているのですけど、そういった、皆さんアンケートに答えられているように、今ってスポーツをしない人たちが、身近なところで継続的に軽いところから入っていくところを求めてるし、あるべきだと思います。家庭のコミュニケーションも減っているので、家庭でラジオ体操を自己申告じゃないけど、佐渡市で配布して、ＹｏｕＴｕｂｅとかの配信でいつでも見れるような形。まあラジオ体操って検索するともちろん出てくるのだけど、キャラクターが一緒にやって、それが健康ポイントとかのカードで、後で還元されるっていうみたいな形で、家族参加で自己申告制だけれども、継続的にそういったものを基本として参加するっていうと、このアンケートの数値に応える形にもなるし、今、小学校ができないこと、地区

	でどんどん子どもが少なくなったり、見守る人たちが少なくなったりでなくなっていること、こうざっくばらんに保護者と話し合った中では、ラジオ体操とか比較的、家族の中でそういったね、カードがあったりするとやろうよってきっかけにもなって、小学校から始めれば、比較的入りやすい。中学生の子どもにちょっと言いにくいのだけれども、入りやすくてハードルが低くて、誰もが気楽に参加できて、もしカードポイントの中に還元されるのであればいいな。仕組み的にはそう難しくないなと思ってちょっと聞いていたので、ここで意見をさせていただきました。以上です。
高橋文化スポーツ課長補佐	はい、ありがとうございます。今、市の方でも「健康寿命日本一」を目指して、市民の皆さん、健康づくりに取り組もうということで、おっしゃったように、その「健幸ポイント事業」というのを実施しておりまして、例えば市の検診であったりとか、市が実施するいろんな各種教室であったりとか、また一方、おっしゃったように、ラジオ体操なんかも自分で取り組んだ場合に、自分でつけて、そちらの方を窓口持っていくとポイントを付与しますということで、そういった事業を行っています。で、そのポイントを今度 20 ポイント集めて応募すると、市の産品、そういったものが当たりますということで、皆さん取り組みましょうということで、そういう事業を行っているんですけれども、まだおそらく市民の皆様になかなか浸透していないと思うんです。その中で、実績でそのラジオ体操カードっていうのも実施しましたっていうので、実際、500 枚程、提出があるんですけども、実際、取り組んでいる方っていうのは、同じ方が取り組んでいるっていうのもあったりして、やはり多くの人に、もっとその事業を知っていただいてですね、取り組んでいただいて、健康づくりにつなげていきたいと思っているところなので、今後まだ広く周知させていただきたいと思います。
瀧川委員	はい、ありがとうございます。やはり学校で保護者に呼びかけて、家庭でやりましょうっていうのと、回覧されると高齢者向けっていう形に、失礼ですが、どちらかというと時間がある余力の方って形になっていて、やはり情報を拾おうとするターゲットが変わってくると思うんですよね。今、子どもたちがそういったスポーツをする家庭と、しない家庭の二極化ってなって、しない人たちも気楽に、継続的にっていうと、学校での呼びかけで、家庭でみんなでっていう呼びかけを、なんかキャッチフレーズじゃないんですけど、方向性変えていかないと、多分、一般市民の方に回覧で提示すると、多分、小学生の家庭は参加する方には入ってこないと私は思います。多分見られる層が違うのかな。情報をね、キャッチするところが違うのかなと思います。以上です。
香遠教育長	いかがでしょうか。他ございますか。 加藤委員
加藤委員	はい、説明ありがとうございました。感想と意見と併せてお願いします。まず、このまとめた中間報告を見た時に、よくまとめてくださったなと。とても大変だっただろうなと思っていますが、しっかり数値等を使って、作り

	上げてあって、説明の中でも、過去の推移が分かってか、あと目標中どうだったかっていうのもありますので、全体的にスポーツする人が増えたっていう、やはり 10 年の中の中間としては、いい方向に向かっているっていう、私は印象を受けました。そういう面では、やってきていることが、少しずつ浸透しているのかなと思いました。ただ、まとめるのがとても大変だったんだろうと思うんですけど、ただまとめるのが目的じゃないので、この出てきた数値をどう生かすのかっていうところで、ぜひまた聞かせていただこうかと。特にその目標、最後のページの 26 ページのところで中間目標達成度って書いてあって、ぱっと見るとバツが多いんですけど、私それなりには良くなっているなっていうのが多くて。ちょっと目標設定がこれでいいの。例えば目標の 11 とか 12。スポーツのインバウンドの増加。250 人目標、実際は 23 人でした。そんなインバウンドで来てスポーツするほど、まだそこまでいってない。その目標の 12 も、マスターズ大会 300 人目標ですけど、その人数、すげえ元気だなって思って。でも、実際、173 でも立派な方だと思うんですけど、目標が高すぎるものも実際あると思うんですよ。で、これに縛られるんじゃなくて、中間の評価ってすごく大事で、最初の目標なんて絶対じゃないので、もういくらでも修正して、今の現状を見て、高齢者がどんどん増えてきているので、目標はこれこれこうで、事由で変えました。それについてやったところ、このぐらい来ましたと。もうあまりにも膨大な目標にしすぎると、なんかね、せっかく一応やっているのに、なんかもったいないなって、感じました。あと、最後の方ですけど、総括のところで数値が載っています。非常に分かりやすいですが、年代が細かい。10、20 じゃなくても、学校行っている高校生までとか働いている人たち 30 代、50 代ぐらい、50 代ぐらいで、あと退職した 60 代から高齢関係でやはり違うと思うんですよね。だからその辺が見えてくると、またその対象が誰かによって、その手立ても、見えてくるのかなと。多分、ウォーキングとか書いている方は、退職された方とかそういう方、仕事している方たちは、社会体育、学校開放とかで、結構ね、20 代、30 代、バンバン運動している方も見かけるので、まあ企業ではなかなかそこまでいってるね、独自でっていうのは 0 でしたけど、そうやって運動している方、運動好きな方もいると思うし、佐渡のこの環境でいろいろな大会等も結構やってるので、まあそれ以外でもこう楽しめるような。はい、その年代等も活かしながら、また、次に活かしてもらえるといいかなと思います。
香遠教育長	はい、ありがとうございました。 後藤委員
後藤委員	はい。ご説明ありがとうございました。教えていただきたいと思います。アンケートですが、対象年齢は、何歳ぐらいの方にアンケートいただいていますか。あとですね、 10 ページの後期期間の方針の中で、家族で参加できる「親子スポーツ教室」の長期開催を検討していたと思いますが、とても大きい予想なんですけれども、幼少期から生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりということで、親子スポーツ教室とする内容をどう考えていらっしゃ

	るかも、教えていただきたいと思いますし、あとですね、先ほど岩崎委員の方からご意見がありましたが、閉校した学校の体育館の使用について、使用できるようにしていただけると、それを文化スポーツ課の方にお願いすればいいのか分からないんですけども、実は先日、行谷小学校の体育館をお借りしたくて、新穂公民館の方に問い合わせたところ、閉校になったということで、体育館は使用できませんということだったんです。で、代わりに新穂体育館の方を進めていただいて、お願いできた、使用することができるようになったんですけれども、その閉校した学校の体育館が、もし使える状態である体育館がそのままになっているのであれば、使用できるようにしていただけるとありがたいなと思っておりました。以上です。
笠井教育次長	体育館の関係ですが、直近ですと、行谷小学校、七浦小学校、金泉小学校が閉校しました。施設の規模も大きいですし、校舎も体育館も利活用の見込みはないため、基本的に財産管理課へ移管します。物品を始末しないといけないところもあるので、一定の期間、学校教育課で持ちますが、管理、管財部門の方に引き渡すような形になります。防災の指定避難所として、各学校の体育館を指定していますが、七浦小学校、金泉小学校については、震災の区分によって違うと思いますが、体育館ではなくグラウンドを避難する場所に位置づけるように聞いています。余程のことがない限りは体育館も校舎も、基本的に電気、水道は切る方向です。一方で、立地、場所、施設の老朽度合いによっては、スポーツも含めて、少し手入れして、もしくは、そのままもあるかもしれませんが、活用見込みが立つというところに関しては、民間も含めて、いろいろ意見交換していくような流れにはなっています。行政内部で議論した中では活用の見込みはなく、今後は収蔵庫のような活用の提案などが出てくるかもしれませんけど、今のところはランニングコストも含めて検討していく中で、このまま維持していくことは難しい施設が多いと思っています。
高橋文化スポーツ課長補佐	アンケート実施した世代ですけれども、20 歳から 80 代の方まで、地域、各地区、また年代別にランダムに均等に抽出して 1,500 名の方に実施いたしました。552 名の方から回答いただいた形になっています。この人口規模ですと、400 以上の結果があればサンプルとして有効だということでしたので、一応有効ということになってございます。あと、親子のスポーツ教室の関係ですけれども、こちらについては、親子で、スポーツを体験していただいて、スポーツの楽しさを感じてもらって、運動習慣の定着等につなげていきたいという形で行っています。内容的には鬼ごっこであったりとか、そんなちょっとした遊びの部分であったり、あと、私たち市民に、スポーツ推進委員中心に普及とか、活動しているんですけども、ニュースポーツと言ってですね、本当に勝負、勝ち負け争うのではなくて、楽しみながら体を動かせるような種目。最近ですと、モルックっていう種目であったりとか、あと障がい者スポーツであるボッチャっていう、パラリンピックとかでもやっている種目であったりとか、そういった、気軽にできるような種目を行っているという形で

	す。はい、以上です。
後藤委員	はい、ありがとうございました。親子で体を動かす楽しさをしっかりと幼少期から感じてもらえると、その後のスポーツに親しんでいくということに繋げていくのかなと思いますし、簡単にできるスポーツからというところで、それこそ長期開催でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
高橋文化スポーツ課長補佐	はい。ありがとうございます。
香遠教育長	他にございますか。 瀧川委員
瀧川委員	はい。スポーツを家族、家庭で気楽にっていうと、今、鬼ごっこってあったと思うのですが、日本に限らず、海外でもやはり鬼ごっこって、北欧とか向こうの方のアンケートをとっても、冬場でも何でもできるってことで、比較的、参加率が高い。あとはボルダリングとかカラフルな遊具とか、簡単に使えるものを置くと、要は遊び場的な形からスポーツに行くという成功例があります。特に佐渡は観光地の景色も綺麗だから、観光ポイントのところにスタンプラリーじゃないですけど、そういったものを置いといて、休日、天気がいい時に、そのスタンプを集めて巡るみたいな形っていうのも一つ家族で、イベントでやるっていうよりも、習慣化も一つの手なのかな。そんなにお金もかからないけど、集める、ちょっと楽しいかもしれないし、景色見ながら、佐渡緑地での景色も文化もなんか習いながら集めていけるのもちょっと一つの手かなと思いながら、ちょっと見ておりました。以上です。
高橋文化スポーツ課長補佐	参考にしたいと思います。はい。ありがとうございます。
宇治文化スポーツ課長	参考にさせていただいて、担当課としては、本当にスポーツの素晴らしさとか、心身の健康に努めてもらうということを訴えていくべきだと思うのですけど、やはりまあ億劫だと思っている方々をどう動機づけがやはり私たち、ハードと受け皿を作っていくことはやりますけども、やはりそこにやってみようと思ってもらうための動機づけ。中学生ぐらいですと、皆さんも自分で選択して、この競技やりたいっていう選んだ方々だと思いますけど、ある種、佐渡弁で言う「どし」が一緒に行くから、友達が行くからやるとか、成人で方であれば今動いておかないと、ある種、高齢になってからやるっていう危機感とか。あとは運動、一緒にやることによって仲間づくりができる。そういったところも関係課と含めて、いかにこうやってみようと思ってもらうかという方も、このちょっと中間見直しの中でいろいろご意見いただいたところですので、その後の後期、その後の計画にもまたその辺りを活かしていきたいと思っておりますので、またご意見等いただければと思っております。
香遠教育長	はい。では、以上で報告事項を終了します。
加藤委員	いいですか。
香遠教育長	どうぞ。
加藤委員	スポーツじゃなくて。前回配られた資料で、博物館ビジョンの推進があっ

	て、私その時、意見を言いたいなと思っていて、できなかったので、そのことについて触れてもいいですか。
香遠教育長	はい。
加藤委員	前回、佐渡市博物館ビジョン進捗状況について、説明いただきました。博物館については１年前から。その協議会の進捗状況の報告があって、どうして行くのだろうって思っていて、ちょっと興味を持って見ていました。で、そのビジョンで一館にするって書いてあって、え、できるのっていうのが最初です。その下に、「自然・歴史・文化の総括的かつ体系的な紹介と、佐渡の芸術、それから工芸等も展示する。」ああ、良いことだなと思います。佐渡の無名異焼きとか、いろいろなものありますし、宮田さんのね、実家もあるし、裂織りがあり。まあ、もちろん伝統芸能とかもそうですし、佐渡は、ジオパークもしっかりあるので、本当に一つにしていいんですかって思って。もちろん検討されてきて、１年前の検討資料もよく調べて、こんなふうにしていきたいという意見もあって、いい方向に行くといいなって思っていたんですけど、ちょっと、その市民学習で文化、観光の両立を目指して、調査とか、拠点としたいって書いてあるので、いいぞと思ったんですが、一個に集約してできるのかと。で、実は何十年ぶりに八幡の佐渡博物館行きました。もう、ですね。
加藤委員	もう説明は多種多様入っていて、しっかり説明してるんだけど、じっくり見たりする余裕もない。あと私の時、版画展やって、版画を見たりしたんですけど、その建物の裏に松林があって、そこにジオの石とかあるんですけど、もう松の枝がゴロゴロ落ちていて、風が強ければ落ちるので、いつも綺麗にしろとは言わないけど、ちょっと１日に 10 分でも 20 分でもやれば通れるぐらいなのに、もう全然通れないので。まあ、市民カードで安くて版画の招待に行ったら無料だったんですけど、やはり入場料を取ってみせるものであれば、これでいいのかなと。まあ、おそらく佐渡のいろいろなもの、総合的なものが入っているのは間違いないですけど、あれをどんなふうに見せて、どういう解説があったら、自然・歴史・文化、それから三遺産。世界遺産もそうですし、ジオもそうですし、ジアスもそうですし、それらと関連付けたものとか考えた時に、あの施設ですら、ここで謳っているものにはほど遠いと私は思っています。なので、ここにはアクションプランの策定って書いてあって、アクションプランはもちろんいいんですけど、そこにちょっと引っかかるのが、年次ごとに実践する項目を定めて、アクションプラン。年次ごとでいいんですか。最終目標があって、で、その向かって１年目はこれ、２年目はこれなら分かるけど、先がないのに、年次の１年だけ。次で移動するので、１個にします。ここに書いてあるような総合的な、いろいろなものを入れたものを、メインのものを作りたいと思いますって言っているけれども、本当にそれできるの。私、今、佐渡はものすごく注目されていて、この間の辞令交付式講話でも話しましたけど、アメリカの旅行会社のＡＦＡＲは 2026 年、今行くべき旅先、日本で佐渡だけです。世界の中の 24 か所紹介していて、

	その中に日本で紹介したのは佐渡だけ。佐渡に行くべきだっていうところ。まあ、アンダー・ザ・レーダーと言って、まだあまり知られてないけど、ものすごい体験ができる。いろいろな良いものがあるよ。そこ佐渡だよって。もう大きな旅行会社が、宣伝しているわけなので、そういう面でも佐渡へ来た方たちが、まあ、もちろん佐渡に住んでいる人たちもそうだね。佐渡にいると博物館行かないと思うけど、やはりそういう人たちが分かる。行って、もっと知りたいっていうもの。またそこでいろいろな体験をする。同じ展示が１回展示されればいいんじゃなくて、季節とかって、ああいう所っていろいろなイベントでやっているじゃないですか。体験もやってますけど、なんかそういう工夫があるといいのかなと。私、すごくもったいないと思っています。これだけ佐渡にいろいろな文化・歴史・自然がある中で、ものをその保存活用していけたらいいなと。ちょっと話ずれるんだけど、真野の山本家。あそこには貴重な資料、歴史的なもの、それから、芸術品、それから化石もある。珍しい化石もあるらしくて、そこにあるものをそのままにしといたら、全部なくなってしまうかもしれない。それも含めて佐渡のある宝じゃないかなと思うんですけど、そういうものも含めて、自然・歴史・文化含めた、博物館のあり方をぜひ、これはこれで進んでいると思うので、多分パブリックコメントかな。もうやっているのかな、と思うので、私もそれ見て、意見しなきゃだめかなと思っていますけど。どうでしょう。私の個人的な思いですが。
香遠教育長 宇治文化スポーツ課長	宇治課長 はい、ありがとうございます。３月の段階でご報告させていただく時には、スポーツ推進計画と一緒に、３月にパブリックコメント取って、今月中に進めて、５月に策定をしたいと、今進めているところでございます。これはビジョンですので、一館というところは、博物館協議会からも引き継いでですね、そこに肉付けさせていただいた方向性をお示しさせていただいて、なかなか合併当時から進んでこなかった案件でして。本当に、加藤委員おっしゃるとおり、佐渡は宝が豊富で、実際それを保存活用していくところ、本当に大変ではありますけど、貴重なものであることは間違いなくて、ただ、今の資料館、博物館、維持できれば、それに越したことはないですが、やはり全部を保とうとすると、共倒れの危険性があって、集約していくことは必要であると考えているところで、一館という目標の中で、中心となる博物館に集約していくのが一般的だと思うんですけど、佐渡市の博物館、資料館は、もう 30 年以上経って老朽化している建物ばかりで、かつ新しい博物館、なかなか今の財政状況ですと建てにくいところで、今後は活用可能な施設、これから、まあ、あるかもしれない廃校とか。そこが市の施設に限らず、いろんなちょっと多角的な面で見ないとですね、この保存、活用、展示等どうやっていくかっていうところをですね、今後このビジョンをもとに、アクションプラン、加藤委員がおっしゃるとおり、ゴールがあって、そこに向けてのステップをどう踏んでいくかという形の作り方をさせていただきたいと思ってお

	りますし、いずれにしても、既存の形よりもう少し柔軟な形でないと、この佐渡の宝とかを守っていけないと思っておりますので、博物館であった施設も、ある種、ガイダンス施設であったり、ある種、民間に活用していただいたところ、もっと来場者の方の満足度を上げたりとかいうことも、少し柔軟に幅広にアクションプランとかに盛り込んでいかなければいけないと思っておりますので、またご指導いただきながら、進めていきたいと思っております。スタッフも、やはり知見が及ばないのもありますので、外部から、国・県とかのですね、ご指導もいただきながら進めないといけないなと思っておりますので、引き続き、またパブリックコメントでもご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
香遠教育長	では、博物館についても、今後の進捗を聞かせていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。以上で報告事項を終了します。文化スポーツ課のお二人、ありがとうございました。
宇治文化スポーツ課長	ありがとうございました。
高橋文化スポーツ課長補佐	ありがとうございました。
委員全員	ありがとうございました。
香遠教育長	次に、日程第 50「次回会議の開催日について」事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、５月 21 日（木）に定例会を開催したい旨を説明する。】
香遠教育長	以上で、令和８年第５回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。 午後４時 43 分閉会